

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（410）」

2. 日時：平成28年8月29日 10時30分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、秋本安全審査官、池田安全審査官、江崎安全審査官、小林（貴）安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、沼田安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、宇田川原子力規制専門職、糸賀原子力規制専門員、卜部原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループマネージャー 他11名

電源開発株式会社：原子力業務部 原子力調査室（技術基盤タスク）担当 他1名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副部長 他3名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント安全向上グループ 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当部長（原子力管理）他2名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「43条 重大事故等対処設備」におけるアクセスルート及び可搬型重大事故等対処設備の保管場所について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○アクセスルートの段差評価に与える影響検討として実施している、FLIPによる地震時の側方流動の検討解析について、残留鉛直変位に加えて水平変位量についても記載し説明すること。

○保管場所の支持地盤について、地すべり領域に対する裕度の考え方を説明すること。

○斜面崩壊後のアクセスルート復旧について、崩壊土を開削した直後の急傾斜の路面を締め固めずに車両が通行できることの根拠を説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて（指摘事項に対する回答）